

地上波地方民放局の位相と目睫

井 上 禎 男*

- I はじめに — 現況 —
- II 改正放送法（2008年4月1日施行）
- III 「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ」（2008年12月）
- IV CATV 区域外再送信と総務省「ガイドライン」（2008年4月）
- V 道州制構想
- VI 結語 — 求められる役割の再考 —

I はじめに — 現況 —

民放局の経営の根幹が広告収入に依拠していることは言を俟たない。ここで2008年2月20日発表の電通「2007年（平成19年）日本の広告費」¹によると、2007年までの広告費の総額は4年連続で伸びており、媒体別構成比で、テレビ（全体の28.5%、前年比0.5ポイント減）> 新聞（同13.5%、前年比0.9ポイント減）> ネット（同8.6%、前年比1.7ポイント増）> 雑誌（同6.5%、前年比0.4ポイント減）> ラジオ（同2.4%、前年比0.2ポイント減）と並んでいる。

* 福岡大学法学部准教授

¹ 参照、電通 HP、<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2008/pdf/2008008-0220.pdf>（2009年1月アクセス）。

とくにネット広告の伸びが顕著であることがうかがえる。

ラジオ、雑誌を抜いたように、広告費ベースでみた場合に、ネットが新聞、放送を抜き去る日は来るのだろうか²。

ともに動画を特性とするものではあるが、ここでのネットと放送との異同についての明確な線引きが、より一層“曖昧なもの”になってきたことは確かだろう³。今日、アメリカのグーグル (Google Inc [GOOG.O]) 支配下にある YouTube の隆盛をみても明らかなように、すでにテレビを介さない広告費の流れは拡大・加速化しつつある。

他方で、違法動画対策や著作権の許諾ないし処理にかかる問題の抜本的な対応を欠いたまま、既存放送事業者を主体とした無料有料混在でのストリーミングもしくは VOD 方式による、いわゆる「ネット TV」も本格化しつつある (現時点では、NHK オンデマンドでの「見逃し番組サービス」「特選ライブラリー」、第2日本テレビ、「TBS オンデマンド」、「フジテレビ OnDemand」、テレビ朝日の「tv asahi bb」、テレビ東京の「あにてれしあたー」が「開局」)。

無論、放送と通信の二極(軸)のみならず、いわゆる「クロスメディア」の進展は通信と新聞、あるいは既存メディア各々にかかわる問題でもある。

新聞に固有の状況としては、2007年10月に報じられた、日経・読売・朝日の3社共同によるニュースサイト設立の動向が記憶に新しい (その後、2008年1月から「新sあらたにす」<http://allatany.jp/index.html>として本格的に稼働している)。この出来事は、プリントメディアの核である新聞が——これまでの「常識」からすれば想像もつかなかったことであるが——個別事業者の枠を超えて、ネットを媒介とする新機軸に出たものとみることができる。

² この点に関して、植村祐嗣「がんばれテレビ広告—ネット広告からのエール—」月刊民放 (日本民間放送連盟/コーケン出版) 2009年1月号所収も参照。

³ なお、ここでの両者の「相対化」「消失」「分化」は区別すべきものだろう。3年前の私見については、井上禎男「放送・通信融合化での法制度設計の枠組み—フランス法を素材として—」人間文化研究 (名古屋市立大学大学院人間文化研究科) 4号 (2006年1月) 所収で論じている。

しかしながら、むしろこの出来事は、個別事業者ごとに単独で、あるいは本来の業態のみでその事業を終始させることができない業界全体が置かれている現況を垣間見せた、と捉えるべきだろう⁴。さらに、こうした新聞とネットとの関係について海外に目を転じてみると、2006年末から展開されてきたグーグルの新聞広告支援のための「Print Ads」プログラムが、2009年2月末で打ち切られることが直近で報じられた⁵。こうした出来事は、プリントメディア、とりわけ新聞が置かれている現状の深刻さを露呈するものに他ならない⁶。

さらに国内では既存の業態横断的に、朝日新聞・テレビ朝日・KDDIが、携帯電話向けの新情報サービスを2009年夏から開始することも伝えられている⁷。

冒頭の問題に立ち返るならば、前述した2007年まで伸びてきた広告費の推移が、今後も継続するものとは考え難いだろう*。

実際に、これまでも「有力企業」に限ってみれば、「2007年度の有力企業4,600社の広告宣伝費総額は、前年度比1.96%減の3兆3,924億円。上場企業3,934社に限った場合の広告宣伝費は同1.06%減の3兆261億1,000万円で同じく4年ぶりのマイナス」であったとされる⁸。先のグーグル「Print Ads」

⁴ この点で、わが国における現実の「融合」「連携」が放送局と新聞社との資本関係をも容れながら進展すること、また、こうしたプリントメディアにおける動きが、既存の放送メディアにいかなるインパクトを与えるか等の問題についても論じた、西澤雅道＝井上禎男「放送・通信『融合』期における法制度設計と公法学」人間文化研究8号（2007年12月）所収を参照いただきたい。

⁵ 2009年1月20日グーグル発表、<http://google-tmads.blogspot.com/search/label/Google%20Print%20Ads> 邦文につき、翌日の「プレジデントロイター」ニュース掲載記事（<http://jp.reuters.com/article/technologyNews/idJPJAPAN-3599382090121>）を参照。

⁶ 新聞については、独禁法2条9項、同72条、同23条による措置の動向にも留意すべきであろう。業界の現況と地域における注目すべき取り組み、新聞の果たす役割についての再考につき、畑仲哲雄『新聞再生－コミュニティからの挑戦－』（平凡社新書・2008年）を参照。

⁷ 2008年12月16日付「朝日新聞」朝刊記事参照。

プログラムの打ち切り決定は、ネット業態下での“勝ち組”であったグーグルにして、広告市場における「失敗」を惹起したものと評価される。それは他ならぬアメリカにおける急速な景気後退に起因するものであるが、アメリカに端を発するこの直近での「未曾有」の不況が、わが国での相次ぐ企業倒産や業績悪化、雇用不安を高めていることもまた周知のとおりである。

こうした現況あるいは近未来からすると、広告費の削減傾向、さらにはメディアごとに“少ないパイの奪い合い”へと進む状況は容易に推測できる。その際、放送メディアに広告費が投下される保障は何もない。

現状・展望の双方からみて、あらためて既存の放送メディア自体、あるいは、民放メディアの活動、またテレビ・ラジオ広告の特長が何なのかが、再び深刻に問われているだろう。もっとも、ここでは新たな伝達手段としての「インターネットラジオ(IR)」「ウェブラジオ」の可能性を論ずることは措くが——しかし、放送メディアを取り上げるのならば、既存の地上波ラジオ放送の意義・役割を喚起ないしは再考すべき時宜を得ていることも確かだろう⁹。ただし、それでも——従来から既存の地上波放送メディアの中心は、ラジオよりもむしろテレビ放送にシフトしており、本稿での主たる検討対象もテレビ放送になる。

そこで、テレビ放送の可能性を考える場合には、携帯機器を受信対象とした地デジサービス、いわゆる「ワンセグ(1seg)」(「携帯電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信サービス」)への期待も看過できない。ここでの法的対応に着目すると、以下Ⅱで検討する改正放送法の施行によって、2008年4月からサイマル放送の義務化が外れ、部分化すなわちワンセグ独自の番組

⁸ 参照・引用、日経広告研究所 HP、<http://www.nikkei-koken.gr.jp/research> (2009年1月アクセス)。

⁹ ラジオのこれからについて、直近でふれることができた成果として、マス・コミュニケーション研究(日本マス・コミュニケーション学会)74(2009年)所収の特集「(ラジオの個性)を再考するーラジオは過去のメディアなのかー」を参照。

放送が可能になっている。したがって今後は、ワンセグ専用の編成やデータコンテンツ等の促進とあわせて、新たに展開されるサービスの多様化ないしはイノベーションの発現も期待できる。こうした法環境の整備は、既存の放送事業者にとってはむしろ望ましいことなのかもしれないが、それでも、果たしてここで各局が莫大な“地デジ投資”を回収できるほどの新機軸たり得るか、この点での確証も、いまだ何ら得られるものではない。

こうした現況のただ中にある既存の地上波（とくにテレビ）民放局のうち、とりわけ地方局に焦点をあてながら、その諸相にかかる法的な背景を確認し、もってその近未来をみつめる布石とすることが、本稿の試みである。

II 改正放送法（2008年4月1日施行）

「放送普及基本計画」について定める放送法2条の2は、「放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」ことを、置局にかかる指針事項として定める（同条2項1号）。

言論の多様性を確保する目的から、原則として同一の者が複数放送事業者に対して議決権を有することを規制する措置を、通常、「マス・メディア集中排除原則」と呼ぶ。

また、放送免許の申請に対する総務大臣の審査について規定する電波法7条2項4号は、同条項の前3号への各適合に加え、総務省令への合致を要請している。ここでの総務省令が「放送局の開設の根本的基準」である（昭和25年12月5日電波監理委員会規則第21号。本来は電波監理委員会設置法昭和25年法律第133号第17条の規定によるが、1952[昭和27]年7月の電波監理委員会廃止にともない、法令所管が郵政省に移り郵政省令に、またその後、総務省令となった）¹⁰。

従来から「マス・メディア集中排除原則」は「放送局の開設の根本的基

準」第9条に規定されていたものであるが、今回の放送法改正によって、当該9条が「放送局に係る表現の自由享有基準」（平成20年3月26日総務省令第29号）として別途新たに措置されることになった。具体的な規制措置は、出資比率、役員規制、中継器保有規制の3点から講じられる¹¹。

すなわち、まず出資比率において、1. 一般放送事業者（委託放送事業者を除く）の場合で放送対象地域が重複する場合、10分の1を超える議決権の保有を禁止する。放送対象地域が重複しない場合には、5分の1以上の議決権の保有を禁止する。2. 一般放送事業者（委託放送事業者に限る）の場合には、①放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送を委託して行う（つまりBSデジタル放送の場合、3分の1以上の議決権の保有を禁止し、地上系一般放送事業者が議決権を保有する場合、2分の1を超える議決権保有を禁止する、②放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するデジタル放送を委託して行う（つまりCSデジタル放送の場合、3分の1以上の議決権の保有を禁止する。3. 電気通信役務利用放送事業者の場合で、衛星役務利用放送事業者の場合には3分の1以上の議決権の保有を禁止し、有線役務利用放送事業者の場合にはテレビジョン放送を行う地上系一般放送事業者であって、放

¹⁰ ここで独立行政委員会制度を前提とするわが国の制度設計の歪み、免許手続におけるかつての「一本化調整」のような特異な手法の恒常化とその司法統制の乏しさについての私見は、井上禎男「東京地区 UHF 民間テレビジョン放送局開設免許の拒否処分に対してなされた異議申立棄却決定の取消請求事件－東京14チャンネル開局一本化調整判決－（東京高判平成10年5月28日）」法政研究（九州大学法政学会）第68巻2号（2001年10月）所収に譲る。また、本文Ⅲでの検討の前提となる、今日の「情報通信法（仮称）」構想における独立行政委員会制度をめぐる議論の不在については、フランス法上の制度設計からの示唆も含め、井上禎男「『視聴覚通信』領域における独立規制監督機関の役割－フランス CSA の権限行使を中心に－」季刊行政管理研究（行政管理研究センター）No.119（2007年9月）所収および、井上禎男「『電子通信』領域における独立規制監督機関の役割－フランス ARCEP の権限行使を中心に－」季刊行政管理研究 No.115（2006年9月）所収でふれている。

¹¹ 以下の概要につき、総務省 HP、<http://www.tele.soumu.go.jp/j/media/media.htm> を参照（2008年12月アクセス）。

送対象地域が業務区域と重複する場合に3分の1以上の議決権の保有を禁止する。つぎに役員規制として、5分の1を超える役員兼務を禁止し、代表権を有する役員、常勤役員の兼務を禁止する。最後に、中継器保有規制が講じられるのは委託放送事業者および衛星役務利用放送事業者の場合に限る。

他方で、放送法第3章の4（第52条の29ないし第52条の37）として、今回新たに創設された「認定放送持株会社」にあつては、こうした制限は緩和されている。

すなわち「一以上の地上系一般放送事業者を含む二以上の一般放送事業者を子会社としようとする会社等は、総務大臣の認定を受けることができる」とした、今回の放送法改正（平成19年法律第136号によるもの）では、「総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第7条第2項の規定による審査を行う場合において適用する同項第4号の基準は、当該持株会社の子会社であることの特性を勘案した基準とすること」とされた。そして「認定放送持株会社の一の株主がその有する株式等のすべてについて議決権を有することとした場合に、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、保有基準割合を超えることとならないように議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主は、当該株式についての議決権を有しないこととすること」等の配慮も、法律次元で講じられている¹²。

そのため、認定放送持株会社については、先の省令の特例にあたる「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」（平成20年3月26日総務省令第30号）が新たに制定され、具体的に措置されることになった。

「認定放送持株会社」として認められる2つの形態、すなわち、①純粹持

¹² 引用・参照、法改正「要綱」。総務省HP、http://www.soumu.go.jp/menu_04/s_hourei/pdf/ho_71228_07136_b.pdf（2008年12月アクセス）。

株会社の傘下に放送局が入り、キー局と同一ネットワークに属する系列局を傘下とする形態、もしくは、②純粋持株会社の傘下に放送局が入り、放送事業に専業する新たな子会社と並んでその他の既存の子会社・関連会社・団体等をも傘下とする形態、のいずれにあっても、純粋持株会社は、傘下に属する各局ないしは子会社・関連会社・団体等の議決権50%超ないし100%の保有を可能にすることになる（なお認定持株放送会社は、子会社でない地上波放送局に対して、議決権20%未満までの保有が可能である。そのため、認定放送持株会社は、BS局関係を除外して単純化すると、対地上波局ベースのみでは議決権20%以上50%以下の範囲での保有ができないことになる）。また、子会社1局のみの役員兼任も可能となる。

ここではいわゆる「ラ・テ兼営局」等の取扱いについても問題となるが、本稿では、放送局のカウント方法の原則についてのみ確認しておく。今回の特例措置で、ラジオ・テレビを問わず、認定放送持株会社が子会社とすることができる地上放送局の数の上限は——当初は20局が想定されたが、最終的には——12局となった。ただし、ラジオ・テレビを問わず、関東・近畿・中京の広域局は「都府県数」でカウントされる。よって、放送地域が7都県に及ぶ在京キー局は7局、大阪は6局分、名古屋は3局分となるため、在京キー局を軸に考えると、認定放送持株会社とその傘下に持てる地方局は最大5局となる。同様に、準キーである在阪局の場合には最大6局、同じく準キー在名局の場合には最大9局である。

1997年の独禁法改正で認められた純粋持株会社制度が、今回の放送法改正によって放送分野でも「解禁」された論拠は、「近時、放送のデジタル化やいわゆる通信と放送の融合が進展する中で、地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等に多額の資金需要が生じてきたこと、競争の激化等の厳しい経営環境にあって、経営のより一層の効率化が必要となってきたこと、通信との連携強化が不可避な趨勢になってきたこと等、放送事業について様々な課題が生じてきており、これらに対処するため、持株会社形態を活用するニ-

ズが高まってきた」というものである¹³。

すでに2008年10月には「フジ・メディア・ホールディングス」が設立されており¹⁴、今後2009年4月の発足に向けて「東京放送ホールディングス」構想も具体化している¹⁵。

こうした認定放送持株会社制度が、果たしてわが国における「メディアコングロマリット」を導くものなのか、定かではない。また、それが望ましいことなのかも即断できない。確かに、目下の地方局の経営状況からすれば、今後是在京キー局のみならず、さらには準キー局あるいは基幹局等を軸とした認定放送持株会社制度へのシフトが生じることも否定はできないだろう。

そもそも国が主導した「地デジ」への移行は、既存の放送局の存続にとってみれば不可避の要請であった。そして「地デジ」に起因する「多額の資金需要」についても、放送局にしてみれば、おそらくは本意ではないはずである。そして、かかる「地デジ」への道程を経て、放送という業態の維持を考える場合に、それにコミットせざるを得ないという文脈から、「通信との連携強化が不可避な趨勢になってきたこと」も否認しない。

まさに、こうした状況に立ち至った（とりわけ）既存の地上波放送局にとってみれば——ましてやIでみたように、現状打開の決定的な手立てが見出せないことから——認定放送持株会社の子会社として“ぶら下がる”ことで、「経営のより一層の効率化」を図らざるを得ないことも事実だろう。それはむしろ、実態にそくした処方箋のようにも思える。そうすると、認定

¹³ 参照、「総務省規制の事前評価書（認定放送持株会社制度の導入）」（評価年月日：平成20年1月20日）総務省HP、http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/pdf/080115_2_2.pdf（2009年1月アクセス）。

¹⁴ 詳細につき、そのHPを参照、<http://www.fujimediahd.co.jp/index.html>（2009年1月アクセス）。

¹⁵ 2008年12月16日のTBS臨時株主総会において移行承認済み。ニュースリリースにつきTBSのHPから、<http://www.tbs.co.jp/company/newsrelease/20081216a.html>を参照（2009年1月アクセス）。

放送持株会社間のコンテンツあるいはハード面での融通が図られることで、場合によっては何らかの形で、傘下地方局の新たな再編ないし収斂が進むことになるのかもしれない。また、子会社化した場合の既存各社の従業員の地位の継承につき、人員整理や合理化が図られることも、認定放送持株会社ごとの判断で不可能ではないはずである¹⁶。こうした観測をも踏まえ、民放の場合には、やはり“ビジネスモデル”で語ることも不可能ではない¹⁷。

しかし、今回の改正放送法が「認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者は、その放送対象地域向けの放送番組を有するように努めることとする」ことを明言した以上¹⁸、また、そもそも放送メディアが担ってきた「公共性」にここであえて立ち返るのならば¹⁹、認定放送持株会社に移行後の放送メディアによる「地域性」²⁰保障が損なわれることだけは回避せねばならない。

¹⁶ この点で「フジ・メディア・ホールディングス」と「東京放送ホールディングス」とがとる立場の異同が注目される。

¹⁷ 本稿では取り上げないが、反面で、NHKについては別途精査の必要があるだろう。今回の放送法改正では、前記した「番組アーカイブ」のブロードバンドを介する有料提供に加え、経営委員会の監督権限明確化によるガバナンス強化、外国人向け国際放送業務と在外邦人向け国際放送業務の分離と前者業務にかかる番組制作委託制度の導入が盛り込まれた。なお、ここではとくに、長谷部恭男「デジタル化時代の放送と公共放送」放送メディア研究（日本放送協会放送文化研究所／丸善）No.2（2004年）所収ならびに、宍戸常寿「公共放送の『役割』と『制度』」ダニエル・フット＝長谷部恭男編『メディアと制度』（東京大学出版会・2005年）所収が示唆に富む。

¹⁸ 引用、前掲注13に同じ。

¹⁹ 従来からのここでの「公共性」観念のあいまいさは、なおおめない。この点については、とくに宍戸常寿「情報化社会と『放送の公共性』の変容」等の論考を所収する「特集：社会における“公共性”のゆらぎと『放送』の課題」放送メディア研究 No.5（2008年）を参照。

²⁰ 西澤＝井上前掲注4論文46-47頁〔井上執筆分〕でも実情については若干言及している。なお、そもそもの「地域性」の着想意図と「地域性」をめぐる現時点での議論の到達点として、稲葉一将＝井上禎男＝中村英樹＝西土彰一郎による論考、『「地域」を起点とする放送制度の可能性－『放送法における自由と制度－文化形成のための法プロジェクト』より－』放送文化（日本放送出版協会）2009冬号（2009年1月）所収を参照。

Ⅲ 「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ」（2008年12月）

放送と通信にかかる既存の法制度の抜本的な見直しの端的な理由は、インターネットないしはブロードバンドの発展による送受信環境の変化、地デジ（2011年のアナログ停波で完全移行予定）による空きチャンネルの増加等による、多チャンネルないしデジタル化の進展、さらには「ビキタスネット社会の構築」等の現状に照らしたとき、また、その対応を勘案する場合に、もはや既存の法的規律が実情にそぐわず、状況変化への制度的な対応が要請されることにある。

ここで「情報通信法(仮称)」構想は、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書(中間取りまとめ)」（2007年6月19日）段階も含め、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書」（2007年12月6日）において提示されたものである。

「情報通信法(仮称)」それ自体の制度設計とそこでの私見については前稿に譲らせてもらい²¹、本稿では、その後の直近の状況として生じている²² 2008年12月公表の「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェン

²¹ 2010年立法化の布石を敷いた「通信・放送の在り方に関する懇談会」（いわゆる竹中懇。松原聡座長）「報告書」（2006年6月6日）以降の展開もふまえ、「情報通信法(仮称)」構想をめぐる私見については、注10に挙げた井上の2つの論文および、前掲注4の西澤＝井上論文において継続的に論じてきた。また、ここではあわせて、西澤雅道＝井上禎男「放送・通信の『融合』をめぐる問題状況－事業者の多様性と法的規制の存置可能性－」情報通信学会誌（情報通信学会）84号（2007年9月）所収の参照も請う。

²² 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」（堀部政男座長）「報告書」（2007年12月6日）以降の経緯を概観すると、2008年2月15日に、総務大臣が情報通信審議会に「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について諮問し、審議会情報通信政策部会のもと「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」（長谷部恭男主査）が設置された。2008年6月13日に、その「中間論点整理」が公表され意見公募に付され、9月に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ(案)」が公表され、再び意見公募に付され3か月を経て、12月の公表へと至っている。

ダ」²³について取り上げる。

注目すべきは「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書」との異同になるが、「アジェンダ」全体をみると「情報通信法(仮称)」構想自体への直截な言及がなくなっており、包括化される法律の範囲にニュアンスが生じてきている。「事業者による柔軟な事業運営の促進」が強調され、「コンテンツ規制」についてはむしろ抽象化し、反面で「伝送設備規律」「コンテンツ規制」への言及が強まった感がある。そして、とくにここでは、「ホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数)の活用可能性について検討する」こと(「アジェンダ」3頁「2.伝送設備規律」から引用)が盛り込まれていることが注目される。また、「8.その他の論点」の項目では「新たな法体系への移行により既存事業者に対して不利益を引き起こすことがないように、新たな法体系への移行に際し、既存事業者については原則として現在の地位を実質的に継承する方向で検討する」ことも明記されている(「アジェンダ」9頁から引用)。

こうした“方向転換”とまでは言わないにせよ、新たに生じたニュアンスに何を読み込むべきなのか。それが何を意味し、何をもたらそうとしているのか、これまで以上に引き続きの精査と注視が必要であろう。

しかしながら、今後、「レイヤー内及びレイヤー間の事業展開の自由度を高め、迅速かつ柔軟な事業展開が図られるようにするとともに、レイヤー内及びレイヤー間の規律を可能な限り合理化し、統一的な競争条件及び利用者保護を検討する」(「アジェンダ」2頁の「1.法体系全般」から引用)としても、果たして設立規制が登録なのか届出なのか免許なのか、そのいずれを選択しまた併存区分するのか、あるいは役割帰属性の判断は事業者の選択問題にな

²³ 総務省 HP からの参照が可能。http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/houtai/pdf/081226_1.pdf (2009年1月アクセス)。

るのか²⁴等々、行政介入のありようひとつをとってみても、今回の「アジェンダ」自体が具体的な制度設計への道程として、なお抽象的に過ぎる感は拭えない。

それでも、既存の放送事業者は、2008年10月時点で再免許の一齐付与ないしは更新を終えているので、2011年7月の地デジ移行停波によってアナログ免許を終了させても、デジタル免許については5年後の2013年10月まで継続することになる²⁵。そのため、仮に新法が2010年の国会提出に至らなくとも、一定の“猶予期間”は保障されている。

Ⅳ CATV 区域外送信と総務省「ガイドライン」（2008年4月）

放送法2条の2第2項3号に規定される、放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）による放送系の数の目標は、放送対象地域に応じて目標を異にしている。県域免許を前提とする現行制度下では、現実には、1（徳島県、佐賀県）対6（東京都、神奈川県等）の格差を生む。

ここでの問題は、主として難視聴を理由とする区域内送信とは別のものがあり、1もしくはそれに近い数系列しかない県域免許地域において、他系列の番組をCATV（「有線テレビジョン放送法」昭和47年7月1日法律第114号〔以下「有テレ法」〕に基づく有線テレビジョン放送事業者。以下「CATV」あるいは「CATV事業者」）を介し、他の地域に送信する場合である。実質的には、首都圏や準キー局あるいは基幹局に位置づけられる局を擁する地域ではほとんどみられない、地方局に特有の問題と解することができる。

²⁴ 井上前掲注10前者論文（『「視聴覚通信」領域における独立規制監督機関の役割－フランスCSAの権限行使を中心に－』24-25頁で示した疑問に同じである。

²⁵ こうした手続の画一性に疑問を呈するコメントとして、週刊ダイヤモンド編集部・池富仁の署名記事にふれた。DAIAMOND online 第253回（2009年1月15日）<http://diamond.jp/series/inside> から参照（2009年1月アクセス）。

区域内の地上波放送局にとってみると、CATVを介して（つまりCATVが県境での電波受信を行い、自らのケーブルを介して）自社系以外の局の番組が隣県から県内に入り、かつ当該番組は視聴率にカウントされるために、区域内地上波局の利害に直接にかかわる問題となる。他方で、区域外再送信を行うCATV事業者にとってみても、当該地域での地上波では視聴できない番組を流すことでCATV受信者との契約を獲得することができるために大きなビジネスとなり、同じく存続問題になり得る。

有テレ法上は、第13条3項の規定によって、まずは双方の「協議」に基づく「同意」が必要とされる。そしてここでの「協議」が整わなければ、大臣「裁定」の申請へと移行する。ここで区域外再送信のために要する「同意」は、区域内に持ち込む区域外地上波局の同意と、区域外から持ち込まれる区域内の地上波局の同意の双方である。通常は、後者の同意が得られないケースが一般的である。

区域外再送信をめぐる問題は、アナログ時代から存在していたが（大臣「裁定」制度自体は1986年に導入されたものであり、その翌年以降のアナログにかかる事案2件では、いずれも「同意」が裁定された）、現状ではとくに、デジタル化後にも生じている「同意」の期限を超えた区域外再送信の継続や、そもそも「同意」を得ないで行われる区域外再送信のケースが問題となっている。

有テレ法13条5項は、ここで「同意」をしないことに「正当な理由」がある場合を除いて、大臣が「当該同意をすべき旨の裁定をするものとする」と明記している。そこで、何が「正当な理由」にあたるのか、ひいては地上波局の「不同意」が容認される場合とは何なのかが問題となる。

これまでは、いわゆる「旧ガイドライン」の5要件（「昭和61年5基準」と呼ばれるもの）すなわち、「①放送番組が放送事業者等の意に反して、一部カットして放送される場合、②放送事業者等の意に反して、異時再送信される場合、③放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線

放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合、④有線テレビジョン放送の施設が確実に設置できる見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合、⑤有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合」が基準とされてきた。

直近の、すなわち3件目の「裁定」事案は、大分のCATV事業者4社による、福岡の地上波放送事業者4社に対する地デジ送信事業の区域外再送信の「同意」要求（2007年3月23日）をめぐって下された、2007年8月17日の総務大臣裁定である。本件はデジタルとしては初めて「裁定」にまで至ったケースであるが、ここでは福岡の地上波放送事業者4社による「デジタル放送はアナログからの以降ではなく新たな免許」「著作権の処理が不十分」「大分県の民放の視聴率が低下し、経営に悪影響を与える」との主張は退けられ、総務省通信審議会無線放送部会への諮問を経て、大臣は「同意すべき」旨の裁定を下した²⁶。

しかし、この「裁定」を契機として今後のありかたが検討されることになり、「旧ガイドライン」（「昭和61年5基準」）に加えて、新たに「放送等が受信される地域についての意図（放送等の地域性に係る意図）（区域外再送信の場合に限る。）」をも付加した「新ガイドライン」、すなわち「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」が2008年

²⁶ その経緯については、村上聖一「福岡県の民放に地デジ再送信の同意求める区域外再送信問題で総務相が裁定」放送研究と調査（NHK放送文化研究所・日本放送出版協会）2007年10月号82頁を参照。なお、民放連はこの大臣裁定に反対し、裁定制度自体の撤廃を求める「会長コメント」を2007年8月17日に公表している。民放連HP（<http://www.nab.or.jp/>）の「トピックス」から参照可能（2009年1月アクセス）。なお、長野におけるCATV2社による民放キー局5社の区域外再送信をめぐる事案も2007年6月に裁定申請されていたが、こちらはその後2014年7月までの区域外再送信での合意が図られ、申請が取り下げられている。

4月30日に公表されるに至った²⁷。

仔細は原典に譲るが、この新ガイドラインは、ここで「放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送等が、それ以外の地域で無断で再送信されることにより、放送事業者等の放送等が受信される地域についての『番組編集上の意図』が害され、又は歪曲される場合がある。この点、『放送の地域性に係る意図』は、広く国民に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、『番組編集上の意図』の中核を占める(1)[注：(1)とは「旧ガイドライン」(「昭和61年5基準」)のこと]に比べて保護すべき必要性は相対的に低い。したがって、『受信者の利益』の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適当である。すなわち、放送事業者等の『番組編集上の意図』である『放送の地域性に係る意図』の侵害の程度が、その放送等の再送信に係る『受信者の利益』の程度との比較衡量において、許容範囲内(受忍限度内)にあると言えない場合には、放送事業者等が同意しないことの『正当な理由』があると言える」として、続けて「その留意事項等」を掲げている。

なお、ここでは別途、「地元放送事業者等の経営に与える影響等は、放送等に対する国民の信頼を確保するための放送事業者等の『番組編集上の意図』の保護や『受信者の利益』の保護と有テレ法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については『正当な理由』の判断に関して考慮しない」ことも、考慮要素として明記されている。

本項目で取り上げたこうした問題は、根本的には放送普及基本計画で措置・解決すべきものだろう。

ただ、仮に新ガイドラインで示された措置をとるとしても、CATV受信

²⁷ 総務省 HP、http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080430_2_bs1.pdf から参照可能 (2009年1月アクセス)。

者の利益保護と地上波放送の受信者の利益保護が相反する以上、後者を軸とした「比較衡量」の手法を用いても、なお両者の「合意」への困難さは解消しないはずである。しかし、ここでのこうした“受信者二分法”を所与とすること自体に疑問を投げかけるのならば、詰まるところ、事業者の経営判断に終始せざるを得ないはずである²⁸。可能性の問題としてみるのならば、現行の県域制度の継続を前提とする限り、ここでCATVを傘下とする認定放送持株会社の出現が俟たれる余地も皆無ではないのかもしれない。

それでも、県域とその周辺をも容れた「地域性」のありように応じた、事業者間での「合意」を導く指針が精緻化されたことは、一応は歓迎すべきことなのかもしれない。

V 道州制構想

当初一部においては“地デジ元年”と軌を一にして道州制導入のための法制定も議論されていたようである。しかし、現時点での道州制にかかる立法としては「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」（平成18年12月20日法律第116号）が制定されているにとどまる²⁹。

道州制の是非自体を論ずることは本稿の目的ではないが、地方分権をめぐる課題の多くが未消化である現時点で、道州制を拙速に導入することは得策ではないだろう。1995年の地方分権推進法（平成7年5月19日法律第96号）³⁰、

²⁸ あわせて、稲葉＝井上＝中村＝西土前掲注20論文105頁〔井上＝中村執筆分〕を参照されたい。

²⁹ 参照、首相官邸「道州制特別区域推進本部」HP（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/doushuu/index.html>）。2009年1月にアクセス。「基本法」制定の動きも取り沙汰されている段階にある。

³⁰ 同法につき参照、総務庁行政管理局企画調整課＝自治省行政局行政課共編『逐条解説 地方分権推進法』（ぎょうせい・1995年）、地方自治制度研究会編『[[改訂版] 地方分権推進ハンドブック』（ぎょうせい・1996年）等。

また2007年の地方分権改革推進法(平成18年12月15日法律第111号)³¹に結実した歩みは認められるだろうが、さらに道州制となると、ここで現時点での政治の推進力には疑義なしとしない。もっとも、本稿執筆時点では、政府懇談会および自民党における議論がひとまずの佳境を迎えており³²、直近では、地方分権改革推進委員会と道州制ビジョン懇談会のトップとが初会合を行ったことも報じられている(2009年1月)。

道州制構想をめぐる主たる課題は、道州区分についての具体的な“線引き”と、各道州における財政基盤・財源にかかる展望、道州の首長の選出のありかたとその権限、あるいは国政への関与の是非、他方、道州議会のありかたも含め市民の政治的意思決定の制度設計といったものだろう。

ここで九州地方を例にとってみても、その南北では風土も文化も異なるし、北部九州とりわけ北九州市を中心とした都市圏は、関門海峡を挟んだ下関を中心とする山口との経済的な紐帯が強固である。また、北陸地方と東海地方は、地理的にみてもおそらく同一には括れないだろう。北陸地方でも、北陸新幹線開通が実現すれば、富山はますます東京に近づくだろうし、対照的に石川は、むしろ関西に向けたままなのかもしれない。東海地方のなかでも、静岡は愛知との一体感にむしろ希薄であるように感じるし、三重になると関西寄りになってくる。こうした指摘が多分に主観に拠ることは承知しているが、さらにここで政令市や中核市を考慮材料として道州の経済格差に配慮することになれば、いよいよもって“線引き”は困難になるはずである。

そうすると、確かにⅣでみたような困難な問題も残されるものの、奇しく

³¹ 同法につき参照、地方自治制度研究会編『逐条解説 地方分権改革推進法』(ぎょうせい・2007年)。

³² 参照、総務省「地方制度調査会」HP(<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/dousyusei/>)、内閣官房「道州制ビジョン懇談会」HP(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/index.html>)、内閣府「地方分権推進委員会」HP(<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/iinkai-index.html>)、自民党道州制推進本部の動向(http://www.jimin.jp/jimin/daily/07_11/08/191108a.shtml)。いずれも2009年1月にアクセス。

も現行の県域免許制度の汎用性を是認することになるのかもしれない。もっともここでは、たとえば各道州あるいはそれに類似した括りでの地方レベルの認定放送持株会社構想が生ずる可能性も排除できない。

そして、既存の県域免許制が保持している“密度”からの脱却が不可避であるとの観測に立ったとき、また、実際に地方レベルでのこうした構想がすでに顕在化してきた事実と直面すると³³、Ⅱでみたような既存在京キー局を軸とした認定放送持株会社設立の現況よりも、むしろ「地域性」の観点からは、より魅力的な状況を反映するようにも思われる——しかしながら、それでも地方局にとってみると、いずれにせよ、ここでの選択を余儀なくされる実状ないし弊害自体は変わらない。「地域性」を語るのならば、こうした認識まで失ってはならないはずである。

Ⅵ 結語 — 求められる役割の再考 —

前稿までに論じてきたこととも若干重複するが³⁴、放送メディア全般には、単純に「経済性」では割り切れない「市場」としての特性、すなわち「言論性」の観点から、客体——マス・メディアであり続ける以上は、客体が「消失」することはあり得ないだろう——に“正対”する姿勢がこれまで以上に求められることになる。

今日の言論環境は、「送り手」と「受け手」がときに分化し、ときに同化しながら既存のメディアに対する、そして新たな「送り手」となった個人に対しても、信頼と懐疑を抱くものだろう。

³³ 福岡市に本社がある九州朝日放送(KBC)を軸とした“大九州朝日構想”をめぐる経緯につき、池富仁=清水量介=須賀彩子=田中博=山口圭介「特集：新聞・テレビ複合不況」週刊ダイヤモンド（ダイヤモンド社）2008年12月6日号65頁を参照。

³⁴ とくに、西澤=井上前掲注21論文59-62頁〔井上執筆分〕を参照されたい。

「良質であっても、情報が『個室』で消費される環境は、社会にとっては無意識に共有される情報の消滅をもたらす。だからといって、共有されるべき情報について、誰かが『必要』とか『ふさわしい』とか決める仕組みも嘘っぽい」³⁵ — 既存の地上波放送メディアは、従前からの取捨選択を経てパッケージ化された情報を提供することに向けられた“嘘っぽさ”を払拭する資質を維持できるか。依然として、「四極構造」下での「プロフェッショナルズ」³⁶たる地位を持続できるのか。否、極(軸)構造の揺らぎをも是認して、今日ネットが伝える剥き出しの真実と蔓延する虚構に併存あるいは対置しつつ、視聴率至上の各系列横並び総合編成の先にあるものを、自ら紡ぎ出せるのか。I でみた“ビジネスモデル”と不可分一体であるがゆえに、ここでの「言論性」の再認識が喫緊であることは疑いもない。

しかし、繰り返すまでもなくここ10年来の出来事、たとえば1996-97年の静岡第一テレビ・福岡放送・北陸放送のいわゆる「CM 間引き問題」、³⁷「テレビ朝日ダイオキシン訴訟」(上告審・最判平成15年10月16日)³⁷、最近では2007年の関西テレビ「あるあるII」問題³⁸、公共放送に目を転じれば「NHK 番組改編訴訟」(上告審・最判2008年6月13日)³⁹、それ以降も直近で、バラエ

³⁵ 引用・参照、紙谷雅子「お茶の間から個室へ移動しているテレビ」月刊民放2007年3月号所収。

³⁶ 参照、花田達朗『メディアと公共圏のポリティクス』(東京大学出版会・1999年)211頁。なお、従来からの「三極構造」論上にもみる位相については、西澤=井上前掲注21論文59-60頁[井上執筆分]での整理を参照されたい。

³⁷ さしあたり、山口いつ子による本件評釈、堀部政男=長谷部恭男編『メディア判例』(有斐閣・2005年)収録および掲載文献を参照。なお、直近での社会学的考察として、山口仁「ダイオキシン問題とマス・メディア報道-『不確実性』下における社会問題の構築過程に関する一考察-」マス・コミュニケーション研究74(2009年)所収にふれた。

³⁸ この問題については多くの論考がある。西澤=井上前掲注21論文60-62頁[井上執筆分]では、関西テレビによる事後の対応、民放連および放送倫理・番組向上機構(BPO)の立場ないし措置の概要、また、最終的には見送られたが、本文IIで取り上げた今回の放送法改正の一端とされた放送法3条の2違反の処分規定創設問題についてふれた。

ティー番組で紹介したインターネット上のブログを撮影用に自作していた行為⁴⁰、バラエティー番組で制作スタッフが「通行人」になりすましてインタビューを受けた映像を放映したものの、番組中で紹介された「通行人」と同じ名前を、番組終了時のスタッフ紹介字幕で見つけた視聴者が指摘したことでやらせが発覚した、テレビ愛知の事例⁴¹など、放送メディアの信頼性の担保を欠いた所作は、事欠かない。

公正客観の要請のもとに“プロフェッショナル”としての判断と自負を貫徹し、情報の収集－処理－伝達というプロセスを担う、否、伝達経路の「融合」「連携」が不可避であるのならなおのこと、その自らの責任と主体性、そして客体からの信頼との表裏一体性に裏付けられた“コンテンツへの信頼担保と応答力”を保証することこそが、既存の放送事業者の存続条件になるだろう。

そして、さらにここで「地域性」への視点を加味できる地上波地方民放局は、むしろ現状にみられるような「空間」ではなく、普遍的な「場所」に立ち返って“コンテンツへの信頼担保と応答力”を実践できる「メディア」に他ならない。その置かれている実情が、業務協定(系列間局内協定)の縛りに

³⁹ 本件の評釈および検討としてさしあたり、鈴木秀美・法学教室(有斐閣)No.338(2008年11月)所収、日隈一雄・法と民主主義(日本民主法律家協会)433号(2008年11月)所収、韓永學「編集の自由に関する一考察－NHK番組改編訴訟最高裁判決を題材に－」マス・コミュニケーション研究74(2009年)所収を参照。なお、控訴審・東京高判2007年1月29日の評釈として、さしあたり、井上禎男・法学セミナー(日本評論社)No.629(2007年5月)所収、右崎正博・法学セミナー同号所収、宍戸常寿・法学教室(有斐閣)No.321(2007年6月)号所収がある。なお、上告審判決についての私見は、福岡大学法学論叢第54巻第1号(次号)でものす予定である。

⁴⁰ 2009年1月12日付「朝日新聞」朝刊参照。もっとも、テレビ朝日広報部は、「実際にあったブログなどから撮影許可が得られず、番組で撮影用に同じ趣旨のブログを作成した。担当した番組制作会社から実在したブログなどネット情報のコピーを示されており、捏造ではないと考えている」、とコメントしている。

⁴¹ 2009年1月27日付「アサヒ・コム」記事参照。http://www.asahi.com/national/update/0127/NGY200901270012.html

引き当てられた電波料収入に依存しているとしても——否、キー局と地方局とは、現状においても親会社・子会社の関係に立っているのではなく、あくまでコンテンツを通じた連携を図っているに過ぎないのだから——「地域」におけるここでの役割は、本来的に地上波地方民放局の専権事項のはずである。他方でキー局にとってみても、キー局自らが「地方」の情報に携わる困難さは明白だろう。“マス・メディア”として「地域」の情報を担う役割が放棄されることのない以上は、ここでの系列関係の解消も現実的ではない。

そして、採算性を排除できないにせよ、そのみに引きずられない独自の人材力とスタッフの育成力がここでのカギとなることも言を俟たない。そうすると、ここでは早急な「主体」づくりのためにも、経営者と制作者の協議、すなわち労使の協働による「事業者内部でのマスメディアの任務に関する独自の共有信念の生成」⁴²が、民放にこそ期待されるはずである。

しかし、系列関係に目を転じたときに見えてくるものは、給与所得面での地方局の合理化を前提として、あくまで地方局を「助ける」という在京キー局の視点・発想であり、ここで「地域性」の担い手としての地方局の役割論をうかがい知ることはできない⁴³。しかし他方では、今後、キー局主導でキー局を軸とした認定放送持株会社に積極的に“ぶら下がる”こともまた、地方局の選択の自由になり得る。その選択を安易に批判することもできない。ここで一概に「地方局」と言ってみても、その抱える事情や内実は多様である。

⁴² 引用・参照、西土彰一郎「メディア状況の変容と表現の自由」全国憲法研究会編『憲法問題 [19]』（三省堂・2008年）所収。あわせて、放送領域におけるいわゆる「内部的自由論」をめぐる西土彰一郎『「内部的放送の自由」論の再構成—多チャンネル化時代におけるメディア法制の一断面—』関西学院大学社会学部紀要第94号（2003年3月）所収を参照。またここでは、立山紘毅『現代メディア法研究—憲法を現実には作動させるファクター』（日本評論社・1996年）も示唆に富む。

⁴³ たとえば、「週刊東洋経済」（東洋経済新報社）2009年1月31日号掲載の氏家齊一郎インタビューでの氏家発言を参照。

そうなる、キー局と地方局との利害の対立あるいは一致がもたらすであろう民放業界の「再編」もまた、所詮は、本質的に「ビジネスモデル」や「経済性」の一語で片付けられるべきもの、ということになるのだろうか。

さらに他方では、公共放送のみに拠らない二元放送体制を軸とする従来からの「放送の公共性」についても、今日、変容の兆しをのぞかせつつある⁴⁴。

しかし、手だてでは皆無ではないだろう。

思いつき程度の端緒としても、以下のことは想起できる。すなわち、たとえ一定の場面でのキー局との利害対立が否めないとしても、あくまで地方局は地方局として、自社での危機感の共有からはじめ、自社での労使協働の可能性を探ること。道州制とのリンクはひとまず措くとしても、既存の取り組みであるブロック制作番組等をひとつの契機として、より広域での「地域性」を再定位すること、翻って——それが今後、仮に別の制度設計へと移行せざるを得なくなるとしても——既存の県域免許制に根ざして構築ないし醸成されてきた、自社の「地域」における役割を再認識すること。また“コンテンツへの信頼担保と応答力”をめぐるのは、独自の人材力とスタッフの育成力への取り組みの一端として、自社番組制作にかかる人的な組織構成を見直すこと、つまりコンテンツを取り巻く状況変化に対応する場合に、まずは既存の外注や制作委託がもたらす危惧や弊害を自覚し、何よりも、局自らが種々のコンテンツへの信頼を請け負える体制づくりを(労使協働で)案出すること^{**}。また、すでに取り組みを進めている局も少なくはないだろうが、さしあたって、「ワンセグ」等の新たな伝達経路上でのコンテンツ供給の充実を図るための編成やソフトにかかる組織的な対応、あるいはそこでの「戦略」を、上記体制のもとで積極的に推進すること。そのうえでもなお、認定

⁴⁴ 2009年2月3日付「朝日新聞」朝刊（岩本哲生＝小堀龍之＝赤田康和署名記事）は、NHKとフジテレビとの番組連携の動向と、その評価に関する識者コメントを報じている。

放送持株会社に“ぶら下がる”しかないのならば、安易に「助けてもらう」のではなく、可能な限り「地域」にかかる“密度”を損なわないよう、換言すれば、自社がこれまでに築きあげてきた「地域」での存在意義を極力失わない方法での移行を勘案すること。

本稿で散見した地上波地方民放局の位相から、目睫としての「地域性」の担い手を呈示することは、やはり“幻影”に過ぎないのだろうか——否、その役割論の看過あるいはその役割の喪失がもたらす目睫を、位相から直視しないことこそが、まさに“幻影”であるとは言えまいか。

【付記】

本稿は、文部科学省科学研究費補助金(平成20年度交付分)若手研究(B)公法学・井上禎男「放送・通信『融合』期における日仏比較公法学研究」の成果の一部である。

なお、本稿は2009年1月17日に開催された、2009年民放労連九州地方連合会学習会(於：TNC放送会館)での講演(『情報通信法』をめぐる動向と地方局のこれから)に基づくものでもある。当日に、あるいは継続的に意見を寄せてくださった、岡田浩一氏、安藤剛氏、宮崎敬嗣氏、伊規須正和氏をはじめとする諸氏に(あわせて在九州民放各局等に勤務する、民放労連九州地方連合会構成員各位にも)厚く御礼を申し上げる。さらには、別途2008年11月に意見交換の機会をいただいた、社団法人日本民間放送連盟企画部の堀木卓也主幹にも記して御礼を申し上げなければならない。

【追記】

* 本稿最終校正段階で、電通「2008年(平成20年)日本の広告費」が公表された。本文で示した前年(2007年)の媒体別構成比と比較すると、テレビ28.5%、ラジオ2.3%と(ほぼ)横這いである。他方で、新聞は12.4%で1.1ポイント減、ネットは10.4%で1.8ポイント増である。<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2009/pdf/2009013-0223.pdf> を参照(2009年2月アクセス)。

** 本稿最終校正段階で、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」が2009年3月に実施される旨の報に接した(2009年2月22日付「朝日新聞」)

朝刊[橋田正城署名記事]参照)。問題の所在には従来からの業界の“悪しき慣習”があり、本文でも触れた「NHK 番組改編訴訟」を検討する際にも看過できない構造上の論点であると認識しているが、なぜいまさら、この時期にあえて、総務省とNHKと民放との「協議」の上での「自主ルール」として実施に踏み切るのか、その真意は図れない。その内容の精査も含め、今後の検討課題としたい(総務省 HP [http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/pdf/090225_7_bs1.pdf] から「ガイドライン」本文の参照が可能)。なお、引き続いて2月27日付「朝日新聞」朝刊[橋田正城署名記事]では、NHKとフジテレビが、番組制作の下請会社に対する「着手金」を支払う方針を固めたことが報じられている。